

四日市港管理組合公報

第895号

平成24年4月9日

月曜日

目 次

告 示

四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱の一部を改正する告示 (振興課) 1

告 示

四日市港管理組合告示第6号

四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定めます。

平成24年4月9日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱の一部を改正する告示

四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱(平成21年四日市港管理組合告示第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、6ヶ月以上の期間とし」を削り、「事業開始日（」の次に「7月1日以降の」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該補助金の交付を受けたことのある補助対象事業については、7月1日から翌年3月31日までの9ヶ月間とする。

第3条第2項第3号を削る。

第4条第1項第1号中「200万円」を「300万円」に改める。

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 管理者は、前項の規定による毎月の実績報告により、補助事業者に事業の変更及び中止を求めることができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、改正前の四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱に基づく交付決定を受け既に開始している事業の補助金については、なお従前の例による。

購 読 料
年間 3,120円
（月額 260円）

平成24年4月9日発行

四日市市霞2丁目1番地の1

（電話 代表 059（366）7006）

四 日 市 港 管 理 組 合